

高齢者の方への交通情報

変わりました！

臨時認知機能検査と 臨時高齢者講習

平成29年3月12日から

75歳以上のドライバーの方は、免許制度が変更されています。

・75歳以上の運転者の認知機能が低下した場合に行われやすい特定の違反行為をすると、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。



・臨時認知機能検査で「認知機能が低下しているおそれがある」と判断されると、「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。

車の運転に不安を感じている高齢運転者やその家族からの相談を受け付けています。

運転免許試験場にご相談下さい！！

受付時間 平日 午前8時30分から午後4時まで

運転免許試験場 運転適性サポートダイヤル 045-366-9050



神奈川県内において高齢者による 乱横断の交通事故が増加中！

※乱横断とは横断歩道ではない道路上を横断することです

- ・道路を横断する際は、横断歩道を渡るようにしましょう
- ・65歳以上の方の交通死亡事故のうち、約5割が歩行中に発生しています。特に、自宅から500メートル以内で、道路を乱横断中に被害に遭われています。
- ・夜間に散歩等で出歩く際は、反射材をカバンや身体に装着して出かけましょう。



ご不明な点がございましたら、松田警察署交通課までご連絡してください。

松田警察署交通課 0465-82-0110【内413】